

## 佐渡金銀山ガイダンス施設(仮称)整備実施設計業務委託に係るプロポーザル質疑応答書

提出いただきました質問事項について、下記のとおり回答します。

※質問については、原則として質問書に記載いただいたものをそのまま表記しています。

質問場所	質問事項	回 答
実施要領2ページ	2行目の参加資格に「法人であること」とあるが、一級建築士事務所登録をしている個人事業主(設計共同体)でも参加可能でしょうか。	参加できません。 実施要領「2 参加資格」参加資格を満たす法人であることが、参加資格要件となります。
実施要領4ページ	5(6キ)の参考図書として「佐渡金銀山ガイダンス施設(仮称)整備基本設計検討書」が示されていますが、検討書では「専門家会議」で諮り検討とあることから、検討書はこの専門家会議で承認・決定されており、原則この基本設計内容に従って細部の実施設計を行うという解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本業務は平成29年3月24日に策定した「佐渡金銀山ガイダンス施設(仮称)整備基本設計」に基づきながら、展示・建築実施設計を行うものです。
・実施要領1ページ ・建設工事設計業務委託特記仕様書2ページ	建築設計の履行期間は平成29年12月28日となっており、工事着手は建築工事特記仕様書により平成29年12月下旬となっています。つまり建築設計は、履行期間内に建築確認申請の手続き完了(確認済証交付)までを行うという解釈でよいでしょうか。また工事着手が12月下旬であることから、工事発注手続きを考慮すると、積算までの実質の設計業務完了は概ね10月末とし建築確認申請の手続きを行うという解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 履行期間には建築確認申請手続き完了の作業を含みます。そのため、概ね10月末を目処に、建築設計業務を完了し、建築確認申請を行う計画です。
・実施要領1ページ ・業務委託共通特記仕様書4ページ	展示設計の履行期間は平成30年3月20日であり、成果物(実施設計図)の内⑤～⑧については建築確認申請前に納品することになっていますが、これは建築確認申請提出と想定される概ね10月末～11月中旬程度という解釈でよいでしょうか。またこの先行設計部分は、建築設計に関わる部分を対象に完了させるという解釈でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要領2ページ	参加資格の(7)で求められている「類似施設」の設計業務実績で、「世界遺産や史跡等文化財に関する展示・公開施設やビジターセンター若しくは地域住民と来訪者との交流施設」とありますが、「展示・公開施設やビジターセンター若しくは地域住民と来訪者との交流施設」は、全て「世界遺産や史跡等文化財に関する施設」とあるという解釈でよいでしょうか。それとも単に地域の公民館のように「地域住民と来訪者との交流施設」でもよいのでしょうか。	類似施設は、「世界遺産や史跡等文化財に関する展示・公開施設」だけではなく、「ビジターセンター」若しくは「地域住民と来訪者の交流施設」を含みます。

実施要領2ページ	参加資格の(7)に「類似施設」の設計業務実績とありますが、「世界遺産や史跡等文化財に関する展示・公開施設やビジターセンター若しくは地域住民と来訪者との交流施設」は、建築・展示両方の設計実績が必要でしょうか、もしくは建築設計の実績だけで展示設計の実績がなくてもよいでしょうか。また「類似施設」であることを満たせば、規模は100㎡以下の小規模施設でもよいでしょうか。	設計業務実績には、類似施設の建築・展示両方の設計実績が必要です。設計施設の規模の要件はありません。
実施要領全体	実施要領には、委託業務の受注者への工事入札の件は記載されていませんが、委託業務の成果品に基づき発注する工事等の競争入札に参加できるのは、委託業務の受注者と資本又は人事面において関連がないことが条件で、委託業務受託者は工事入札への参加資格はないことでよいでしょうか。	通常、工事一般競争入札の際に、委託業務の受託者と資本又は人事面において関連がないことを条件に付していません。但し、一般建築工事については、佐渡市に主たる事業所または従たる営業所を有する制限付き一般競争入札を実施しています。
実施要領2ページ	類似業務実績調書について前職での経歴でも問題ございませんか。	実施要領「2 参加資格」を満たす法人であることが、参加資格要件となるため、設計実績については、法人としての受託実績になります。
実施要領2ページ	協力事務所を入れることが可能でしょうか。	実施要領「2 参加資格 (9)」のとおりです。
提案書類様式(様式7)	特記仕様書によれば、本実施設計内容は、H29.3.24に策定された基本設計に基づきながら、建築の実実施設計及び展示施設の設計と解釈されますが、今回のプロポーザルでは、テーマに記載されている「基本方針」を実現するための「具体案」提案を求められています。提案書の作成において、プラン、デザイン等新たに提案しても可能と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合は基本設計で守るべき内容をご教示ください。	「佐渡金銀山ガイドランス施設(仮称)整備基本設計検討書」のコンセプトに沿っていれば、新たなプラン、デザイン等を提案することも可能です。
提案書類様式(様式7)	テーマに掲げられている内容を「具体的に示すこと」とされていますが、今回のプロポーザルにおいては、図面、パース、模型写真などの表現も自由と考えてよろしいでしょうか。表現の範囲に制約がありましたらご教示ください。	表現の範囲に制約はありません。

実施要領2ページ	提出書類の一部である事業者調書についての質問です。設計共同体として参加の場合、共同体を構成する複数社すべての事業者調書を個別に提出すればよろしいですか？	お見込みのとおりです。 様式4「事業者調書」については、設計共同体として参加の場合、共同体を構成するすべての事業者調書を個別で提出ください。
----------	--	---